石運輸第６２７号の２
石運整第３３３号の２
平成２５年９月３０日

自動車運送事業者　代表者　殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙（平成２５年９月２０日付け北信交貨第１６９号の２、北信交監第７５号の２、北信技保第６８号の２）のとおり通達があったので了知願います。

石運輸
第 726号
25.9.26
北陸信越運輸局

北信交貨第１６９号の２
北信交監第７５号の２
北信技保第６８号の２
平成２５年　９月２０日

石川運輸支局長　殿

北陸信越運輸局長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

標記について、自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長から別紙（平成２５年９月１７日付け国自安第１４６号、国自貨第５８号、国自整第１６９号）のとおり通達があり、別添のとおり公示の一部改正を行ったので、遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。

また、別添の公示（写）についても掲示されたい。

国自安第１４６号
国自貨第　５８号
国自整第１６９号
平成２５年９月１７日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成２１年９月２９日付け国自安第７５号、国自貨第７９号、国自整第６９号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

国自安第１４６号
国自貨第　５８号
国自整第１６９号
平成２５年９月１７日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長　殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成２５年４月２日）を踏まえ、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成２１年９月２９日付け国自安第７５号、国自貨第７９号、国自整第６９号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

国自安第１４６号の２
国自貨第　５８号の２
国自整第１６９号の２
平成２５年９月１７日

公益社団法人　全日本トラック協会会長　殿
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長　殿
一般社団法人　全国霊柩自動車協会会長

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局貨物課長

国土交通省自動車局整備課長

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について　別表」新旧対照表

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第3項の基準日車等を適用		
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤アによる。	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反			
	営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反			
	① 営業所を区域外に設置	20日車	40日車	
	② その他	10日車	20日車	
第3号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反	警告	10日車	
第4号	自動車車庫の位置及び収容能力違反			
	① 営業所との距離	20日車	40日車	
	② 収容能力不足	20日車	40日車	
	③ その他	10日車	20日車	
第5号	乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反			
	① 営業所・車庫との距離	10日車	20日車	
	② 収容能力不足	10日車	20日車	
	③ その他	警告	10日車	
第6号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第7号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	40日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反			
	① 取扱能力不足	10日車	20日車	
	② その他	警告	10日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	20日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	20日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	20日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号	事業計画変更事前届出違反			
	各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車	
第2号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車	
法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号	事業計画変更の事後届出違反			
	主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	10日車	
第2号、第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	20日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	40日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示	警告	10日車	
法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反			
	1 未設定	20日車	40日車	
	2 届出に係るもの	警告	10日車	
法第16条第2項 貨物自動車運送事業安全規則(以下「安全規則」という。)第2条の5	安全管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車	
法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤イによる。	
法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車	

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第3項の基準日車等を適用		
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	許可の取消し	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」という。)第2条第1項第2号	事業計画変更認可違反			
	営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反			
	① 営業所を区域外に設置	20日車	60日車	
	② その他	10日車	30日車	
第3号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反			
	① 臨時、偶発的なものと認められるもの	警告	20日車	
	② 反復、計画的なものと認められるもの	10日車	30日車	
第4号	自動車車庫の位置及び収容能力違反			
	① 営業所との距離	20日車	60日車	
	② 収容能力不足	20日車	60日車	
	③ その他	10日車	30日車	
第5号	乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反			
	① 営業所・車庫との距離	10日車	30日車	
	② 収容能力不足	10日車	30日車	
	③ その他	警告	20日車	
第6号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	30日車	
第7号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	30日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	60日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反			
	① 取扱能力不足	10日車	30日車	
	② その他	警告	20日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	30日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	30日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	30日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号	事業計画変更事前届出違反			
	各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反			
	① 臨時、偶発的なものと認められるもの	警告	20日車	
	② 反復、計画的なものと認められるもの	10日車	30日車	
第2号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	20日車	
法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号	軽微な事業計画変更の事後届出違反			
	主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	20日車	
第2号、第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	30日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	20日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	60日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示、虚偽掲示	10日車	30日車	
法第16条第1項	安全管理規程の設定・届出違反			
	① 未設定	40日車	120日車	
	② 届出に係るもの	20日車	60日車	
法第16条第2項 貨物自動車運送事業安全規則(以下「安全規則」という。)第2条の5	安全管理規程の必要事項設定違反			
	① 一部不適切	20日車	60日車	
	② 大部分不適切	30日車	90日車	
法第16条第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	許可の取消し	
法第16条第4項	安全統括管理者の選任違反	40日車	120日車	

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
法第16条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任（解任）の未届出、虚偽届出			
	1　選任（解任）の未届出に係るもの	警告	10日車	
	2　虚偽の届出に係るもの	40日車	80日車	
法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車	
法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	局長通達6（1）⑤ウによる。	
法第17条第1項 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反	警告	10日車	
第3項	1　休憩・睡眠施設の整備違反	30日車	60日車	
	2　休憩・睡眠施設の管理、保守違反	警告	10日車	
第4項	1　「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。）違反			
	①　設定不適切	警告	10日車	
	②　未設定	10日車	20日車	
	2　乗務時間等告示の遵守違反			
	①　各事項の未遵守計5件以下	警告	10日車	
	②　各事項の未遵守計6件以上15件以下	10日車	20日車	
	③　各事項の未遵守計16件以上（注）	20日車	40日車	
	（注） 局長通達5（1）①に該当するものを除く。			
	3　乗務時間等告示なお書きの遵守違反（一運行の勤務時間）	10日車	20日車	
第5項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	200日車	
第6項	1　健康状態の把握違反			
	①　把握不適切50%未満	警告	10日車	
	②　把握不適切50%以上	10日車	20日車	
	2　疾病・疲労等乗務	80日車	160日車	
	3　薬物等使用乗務	100日車	200日車	
第7項	交替運転者の配置違反			
	①　未配置5件以下	10日車	20日車	
	②　未配置6件以上	20日車	40日車	
第8項	100km超運行系統の乗務基準の設定違反			
	①　設定事項不足	勧告	警告	
	②　一部運行系統未設定	警告	10日車	
	③　全運行系統未設定	10日車	20日車	
	乗務基準遵守の指導及び監督違反			
	①　一部不適切	警告	10日車	
	②　大部分不適切	10日車	20日車	
法第17条第2項	過積載運送の引受け、指示等			
	1　過積載による運送の引受け			
	①　過積載の程度が5割未満のもの	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	②　過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
	③　過積載の程度が10割以上のもの	30日車×違反車両数	60日車×違反車両数	
	2　過積載による運送を前提とした運行計画の作成	10日車	20日車	
	3　過積載による運送の指示	20日車	40日車	
安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考
法第16条第5項 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任（解任）の未届出、虚偽届出			
	①　選任（解任）の未届出に係るもの	20日車	60日車	
	②　虚偽の届出に係るもの	40日車	120日車	
法第16条第6項	安全統括管理者の意見に対する尊重義務違反	20日車	60日車	
法第16条第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	許可の取消し	
法第17条第1項 安全規則第3条第1項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反			
第2項	①　常時選任運転者の不足が少数の場合（車両数の20%未満）	警告	20日車	
	②　それ以上の場合（車両数の20%以上）	10日車	30日車	
第3項	1　休憩・睡眠施設の整備違反	60日車	180日車	
	2　休憩・睡眠施設の管理、保守違反	警告	20日車	
第4項	1　乗務時間等告示違反			
	①　設定不適切20%未満	警告	20日車	
	②　設定不適切20%以上50%未満	20日車	60日車	
	③　設定不適切50%以上	30日車	90日車	
	2　乗務時間等告示の遵守違反			
	①　各事項の未遵守計5件以下	警告	20日車	
	②　各事項の未遵守計6件以上15件以下	20日車	60日車	
	③　各事項の未遵守計16件以上30件以下	30日車	90日車	
	④　各事項の未遵守計31件以上（注1）（注2）		初回【再違反】	6回目以上【事違反】
		【40日車】	120日車	240日車
	（注1） 通達本文5④の適用による。 （注2） 【　】書は、運行管理者資格者証の返納命令としての基準である。			
	3　乗務時間等告示なお書きの遵守違反（一運行の勤務時間）	20日車	60日車	
第5項	酒酔い・酒気帯び乗務	100日車	300日車	
第6項	1　健康状態の把握違反			
	①　把握不適切20%未満	警告	20日車	
	②　把握不適切20%以上50%未満	10日車	30日車	
	③　把握不適切50%以上	20日車	60日車	
	2　疾病・疲労等乗務	80日車	240日車	
	3　薬物等使用乗務	100日車	300日車	
第7項	交替運転者の配置違反			
	①　未配置5件以下	警告	20日車	
	②　未配置6件以上15件以下	10日車	30日車	
	③　未配置16件以上	20日車	60日車	
第8項	乗務基準の設定違反			
	①　設定事項不足	勧告	警告	
	②　未設定が運行系統の20%未満	警告	20日車	
	③　未設定が運行系統の20%以上50%未満	10日車	30日車	
	④　未設定が運行系統の50%以上	20日車	60日車	
	乗務基準遵守の指導及び監督違反			
	①　一部不適切	警告	20日車	
	②　大部分不適切	20日車	60日車	
法第17条第2項	過積載運送の引受け、指示等			
	1　過積載による運送の引受け			累違反
	①　過積載の程度が5割未満のもの	10日×違反車両数	30日×違反車両数	60日×違反車両数
	②　過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日×違反車両数	50日×違反車両数	100日×違反車両数
	③　過積載の程度が10割以上のもの	30日×違反車両数	80日×違反車両数	160日×違反車両数
	2　過積載による運送を前提とした運行計画の作成	10日車	30日車	
	3　過積載による運送の指示	20日車	60日車	
安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車	30日車	

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
法第17条第3項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	 警告 20日車	 10日車 40日車	
第6条 第7条第1項～第3項	自動車車庫の確保違反 点呼の実施違反（注1）（点呼が必要な回数100回に対して） 1 未実施 ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上49件以下 ③ 未実施50件以上（注2） 2 不適切 ① 一部実施不適切 ② 全て実施不適切	警告 警告 10日車 20日車 警告 10日車	10日車 10日車 20日車 40日車 10日車 20日車	
	（注1） ・補助者の要件を満たしていない者が実施した場合は、点呼未実施とする。 ・運行管理者、補助者の自己による点呼は、点呼未実施とする。 ・点呼を対面によらず電話その他の方法で実施（運行上やむを得ない場合を除く。）した場合は、点呼未実施とする。 ・「実施不適切」とは、実施事項に不備がある場合をいう。 ・未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 （注2） 局長通達5（1）②に該当するものを除く。			
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし（注）	 60日車	 120日車	
	（注） 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。			
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反（注）	20日車	40日車	
	（注） 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。			
第5項	点呼の記録違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	 警告 30日車 警告 30日車 警告 10日車	 10日車 60日車 10日車 60日車 10日車 20日車	

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考
法第17条第3項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	 警告 20日車	 20日車 60日車	
第6条 第7条第1項～第3項	自動車車庫の確保違反 点呼の実施違反（注1）（注2）（注3） ① 未実施率20%未満 （運行管理者による点呼1／3以上） ② 未実施率20%以上50%未満 （運行管理者による点呼1／3以上） ③ 未実施率50%以上 （運行管理者による点呼1／3以上） ④ 未実施率20%未満（注4） （運行管理者による点呼1／3未満） ⑤ 未実施率20%以上50%未満 （運行管理者による点呼1／3未満） ⑥ 未実施率50%以上 （運行管理者による点呼1／3未満）	警告 警告 10日車 20日車 10日車 20日車 30日車	20日車 20日車 30日車 60日車 30日車 60日車 90日車	
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし（注5）	 60日車	 180日車	
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反（注6）	20日車	60日車	
第5項	点呼の記録違反 1 記録（注2）（注3） ① 記録なし率20%未満 ② 記録なし率20%以上50%未満 ③ 記録なし率50%以上 2 記載事項等の不備 ① 記載事項等不備率50%未満 ② 記載事項等不備率50%以上 3 記録の改ざん・不実記載 ① 5件以下 ② 6件以上 4 記録の保存（注3） ① 記録保存なし率20%未満 ② 記録保存なし率20%以上50%未満 ③ 記録保存なし率50%以上	 警告 10日車 20日車 勧告 10日車 10日車 20日車 警告 10日車 20日車	 20日車 30日車 60日車 10日車 30日車 30日車 60日車 20日車 30日車 60日車	
	（注1） 補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼は、実施していないものとみなす。 （注2） 「記録なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 （注3） 「記録保存なし率」の算出に当たっては、点呼未実施の場合及び点呼記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。 （注4） 点呼未実施率0%（点呼実施率100%）の場合であって、運行管理者による点呼が1／3未満の場合については、初違反を「警告」、再違反を「20日車」とする。 （注5） 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。 （注6） 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。			

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
第8条	乗務等の記録違反			
	1　記録(30乗務に対して)			
	①　記録なし5件以下	警告	10日車	
	②　記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)	10日車	20日車	
	③　全て記録なし	30日車	60日車	
	2　記載事項等の不備	警告	10日車	
	3　記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車	
	4　記録の保存			
	①　一部保存なし	警告	10日車	
	②　全て保存なし	10日車	20日車	
第9条	運行記録計による記録違反			
	1　記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して)			
	①　記録なし5件以下	警告	10日車	
	②　記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)	10日車	20日車	
	③　全て記録なし	30日車	60日車	
	2　記録の改ざん・不実記録	30日車	60日車	
	3　記録の保存			
	①　一部保存なし	警告	10日車	
	②　全て保存なし	10日車	20日車	
第9条の2	事故の記録の違反			
	1　記録			
	①　記録なし2件以下	警告	10日車	
	②　記録なし3件以上	10日車	20日車	
	2　記録事項の不備	警告	10日車	
	3　記録の保存義務違反	警告	10日車	
第9条の3第1項～第3項	運行指示書			
	1　作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して)			
	①　5件以下	警告	10日車	
	②　6件以上15件以下	10日車	20日車	
	③　16件以上	20日車	40日車	
	2　記載事項等の不備	警告	10日車	
第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反	警告	10日車	

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考
第8条	乗務等の記録違反			
	1　記録(注)			
	①　記録なし率20%未満	警告	20日車	
	②　記録なし率20%以上50%未満	10日車	30日車	
	③　記録なし率50%以上	20日車	60日車	
	2　記載事項等の不備			
	①　記載事項等不備率50%未満	勧告	10日車	
	②　記載事項等不備率50%以上	10日車	30日車	
	3　記録の改ざん・不実記載			
	①　5件以下	10日車	30日車	
	②　6件以上	20日車	60日車	
	4　記録の保存(注)			
	①　記録保存なし率20%未満	警告	20日車	
	②　記録保存なし率20%以上50%未満	10日車	30日車	
	③　記録保存なし率50%以上	20日車	60日車	
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、乗務記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
第9条	運行記録計による記録違反			
	1　記録(注)			
	①　記録なし率20%未満	警告	20日車	
	②　記録なし率20%以上50%未満	10日車	30日車	
	③　記録なし率50%以上	20日車	60日車	
	2　記録の改ざん・不実記録			
	①　5件以下	10日車	30日車	
	②　6件以上	20日車	60日車	
	3　記録の保存(注)			
	①　記録保存なし率20%未満	警告	20日車	
	②　記録保存なし率20%以上50%未満	10日車	30日車	
	③　記録保存なし率50%以上	20日車	60日車	
	(注) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行記録計による記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
第9条の2	事故の記録の違反			
	1　記録(注)			
	①　記録なし2件以下	警告	20日車	
	②　記録なし3件以上	20日車	60日車	
	2　記録事項の不備			
	①　2件以下	勧告	10日車	
	②　3件以上	10日車	30日車	
	3　記録の保存(注)			
	①　記録保存なし2件以下	警告	20日車	
	②　記録保存なし3件以上	20日車	60日車	
	(注) 「記録保存なし」の算出に当たっては、事故の記録なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			
第9条の3	運行指示書			
	1　作成(注1)(注2)(注3)			
	①　作成なし率20%未満	警告	20日車	
	②　作成なし率20%以上50%未満	10日車	30日車	
	③　作成なし率50%以上	20日車	60日車	
	2　記載事項等の不備			
	①　15件以下	勧告	警告	
	②　16件以上	10日車	30日車	
	3　運転者に対する指示(注1)			
	①　指示なし2件以下	警告	20日車	
	②　指示なし3件以上	20日車	60日車	
	4　運行指示書の携行(注2)			
	①　携行なし2件以下	警告	20日車	
	②　携行なし3件以上	10日車	30日車	
	5　記録の保存(注3)			
	①　記録保存なし率20%未満	勧告	10日車	
	②　記録保存なし率20%以上50%未満	警告	20日車	
	③　記録保存なし率50%以上	10日車	30日車	
	(注1) 「指示なし」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「指示なし」にも該当することとする。 (注2) 「携行なし」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「携行なし」にも該当することとする。 (注3) 「記録保存なし率」の算出に当たっては、運行指示書作成なしの場合は「記録保存なし」にも該当することとする。			

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
第9条の4第1項	運転者台帳 1　作成 ①　5名以下作成なし（全て作成なしを除く。）	警告	10日車	
	②　6名以上作成なし（全て作成なしを除く。）	10日車	20日車	
	③　全て作成なし	20日車	40日車	
	2　記載事項等の不備	警告	10日車	
第2項	運転者台帳の保存義務違反	警告	10日車	
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。）による運転者に対する指導及び監督違反			
	1　「2」「3」以外の違反 ①一部不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合）	警告	10日車	
	②大部分不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合）	10日車	20日車	
	2　最高速度違反行為（下命又は容認に係るものを除く。）があったものに限る。（注1）（注3）	初回	2回目	3回目　4回目以上
		警告	10日車	20日車　40日車
	3　駐停車違反（駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。）、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置駐車違反」という。）その他の道路交通法の違反行為（2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。）（注2）（注3）	初回	2回目以上	
		警告	10日車	

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考
第9条の4	運転者台帳 1　作成 ①　作成なし率20%未満	警告	20日車	
	②　作成なし率20%以上50%未満	10日車	30日車	
	③　作成なし率50%以上	20日車	60日車	
	2　記載事項等の不備 ①　記載事項等不備率50%未満	勧告	10日車	
	②　記載事項等不備率50%以上	10日車	30日車	
	3　記録の保存 ①　記録保存なし率20%未満	勧告	10日車	
	②　記録保存なし率20%以上50%未満	警告	20日車	
	③　記録保存なし率50%以上	10日	30日車	
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。）による運転者に対する指導及び監督違反			
	1　「2」「3」「4」以外の違反 ①一部不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合）	警告	20日車	
	②大部分不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合）	20日車	60日車	
	2　次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合の違反（注1） （1）事業用自動車の運転者が重大事故等を引き起こした場合 （2）事業用自動車の運転者が過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、事業者が当該違反行為を命じ、又は容認したとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合 （3）事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は救護義務違反を引き起こしたとして、都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合 （4）事業用自動車の運転者について、乗務時間等告示の各事項の未遵守が計31件以上 あった場合			
	①一部不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合）		初回	2回目
			20日車（注2）	60日
	②大部分不適切（指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合）		初回	2回目
			60日車	180日
	3　最高速度違反行為（道路交通法通知等（2（2））に係るものを除く。）があったものに限る。（注3）（注5）	初回	2回目	3回目　4回目以上
		警告	20日車	60日車　180日車
	4　駐停車違反、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（以下「放置駐車違反」という。）その他の道路交通法の違反行為（2（2）及び（3）並びに3の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。）（注4）（注5）	初回	2回目以上	
		警告	20日車	

（注1）
通達本文5の適用による。
（注2）
指導監督告示の実施状況が3分の2以上である場合は警告とする。
ただし、事業者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行若しくは最高速度違反を命じ、又は容認していたとして、都道府県公安委員会から道路

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
	（注1） ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあっては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知（下命又は容認に係るものを除く。）のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ただし、大幅な最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上）のものをいう。以下同じ。）について、道路交通法通知等（下命又は容認に係るものを除く。）の件数が3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用するものとする。			
	② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。 ただし、この場合、大型車両（最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。）にあっては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。 (ｱ) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車（被けん引自動車の車両数を除く。(ｲ)において同じ。）が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。） (ｲ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。）			
	③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1（3）を準用する。			
	（注2） ① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為（2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反を除く。以下同じ。）に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあっては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知（2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び救護義務違反に係るものを除く。）のみの場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件（「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。）に達した場合に文書による警告を行うものとする。			
	② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件（「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。）に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。			
	③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。			
	④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1（3）を準用する。			
	（注3） 2及び3の違反行為は、局長通達2（3）の「最高速度違反行為（下命又は容認に係るものは除く。）その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。			
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存			
	1 記録			
	① 一部記録なし	警告	10日車	
	② 全て記録なし	10日車	20日車	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記録	30日車	60日車	

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考
	（注3） ① 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取（2（2）に係るものを除く。）があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内に、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあっては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知（2（2）に係るものを除く。）のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。 ただし、大幅な最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上）のものをいう。以下同じ。）について、道路交通法通知等（2（2）に係るものを除く。）の件数が3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用するものとする。			
	② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内に、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの基準に達した場合には、本処分量定により、先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の基準日車数を適用して処分するものとする。 ただし、この場合、大型車両（最大積載量5トン以上又は車両総重量8トン以上のものをいう。）にあっては、1つの最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。 なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった最高速度違反行為の件数は加算しないものとする。 (ｱ) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車（被けん引自動車の車両数を除く。(ｲ)において同じ。）が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。） (ｲ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が配置されている場合にあっては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。）			
	③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1（2）を準用する。			
	（注4） ① 都道府県公安委員会から駐車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為（2（2）及び（3）並びに3の違反を除く。）に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった場合、その違反の事実があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにあっては、文書による警告を行うものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知（2（2）及び（3）並びに3に係るものを除く。）のみの場合にあっては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件（「駐停車違反」、「放置駐車違反行為」「その他」の区分ごととする。）に達した場合に文書による警告を行うものとする。			
	② 駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法上の違反行為（2（2）及び（3）並びに3の違反を除く。）を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、過去1年以内において10件（「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。）に達した場合には、本処分量定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあっては、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。 なお、違反件数の算定に当たっては、先の行政処分等の理由となった違反行為の最後のものの次の違反行為から起算するものとする。			
	③ 放置駐車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。			
	④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1（2）を準用する。			
	（注5） 3及び4の違反行為は、局長通達2（3）の「最高速度違反行為その他の別に定める違反行為」として、別途個別に処分するものとする。			
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存			
	1 記録（注1）			
	① 記録なし率実施回数に対して20%未満	警告	20日車	
	② 記録なし率実施回数に対して20%以上50%未満	10日車	30日車	
	③ 記録なし率実施回数に対して50%以上	20日車	60日車	
	2 記載事項等の不備			
	① 記載事項等不備率50%未満	勧告	10日車	
	② 記載事項等不備率50%以上	10日車	30日車	
	3 記録の改ざん・不実記録			
	① 5件以下	10日車	30日車	
	② 6件以上	20日車	60日車	

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
	4　記録の保存義務違反	警告	10日車	
第10条第2項	指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反			
	1　特別な指導の実施状況（注）			
	①　一部不適切	警告	10日車	
	②　大部分不適切	10日車	20日車	
	2　運転適性診断の受診状況			
	①　受診なし1名	警告	10日車	
	②　受診なし2名以上	10日車	20日車	
	（注） ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。			
第10条第3項	非常信号用具等の取扱指導違反	勧告	警告	
第10条第4項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第4項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1092号。）による全従業員に対する指導及び監督違反	警告	10日車	
第11条	異常気象時等における措置違反	警告	10日車	
第12条	安全の確保のための服務規律制定義務違反	警告	10日車	
第13条本文関係（道路運送車両法（以下「車両法」という。）第40～43条、第47条）	点検整備違反 整備不良車両等			
	1　整備不良のもの（当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。）	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	2　不正改造のもの（速度抑制装置又は速度制限（NR）装置の機能不良を故意に放置したものを含める。）	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
	3　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	
（車両法第47条の2）	日常点検の未実施（1台の車両の1月の未実施回数）			
	①　未実施回数6回未満	警告	3日車×違反車両数	
	②　未実施回数6回以上15回未満	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数	
	③　未実施回数15回以上	5日車×違反車両数	10日車×違反車両数	

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考	
	4　記録の保存（注2）				
	①　記録保存なし率20%未満	警告	20日車		
	②　記録保存なし率20%以上50%未満	10日車	30日車		
	③　記録保存なし率50%以上	20日車	60日車		
	（注1） 「記録なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合は「記録なし」にも該当することとする。 （注2） 「記録保存なし率」の算出に当たっては、指導及び監督未実施の場合並びに指導及び監督記録なしの場合は「記録保存なし」				
第10条第2項	指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反				
	1　特別な指導の実施状況（注1）				
	①一部不適切	警告	20日車		
	②大部分不適切	20日車	60日車		
	2　運転適性診断の受診状況				
	Ⅰ　死亡事故等惹起運転者				
	運転適性診断の未受診	20日車	60日車		
	Ⅱ　初任運転者				
	①　未受診率50%未満	警告	20日車		
	②　未受診率50%以上	10日車	30日車		
	Ⅲ　高齢運転者				
	①　未受診率50%未満	警告	20日車		
	②　未受診率50%以上	10日車	30日車		
	（注1） ①の一部不適切は、指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合をいい、②の大部分不適切は、2分の1未満である場合をいう。				
第10条第6項	非常信号用具等の取扱指導違反				
	①　一部不適切	口頭注意	警告		
	②　大部分不適切	勧告	10日車		
第10条第7項	「貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第4項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」（平成18年国土交通省告示第1092号。以下「従業員に対する指導監督告示」という。）による全従業員に対する指導及び監督違反				
	①　一部不適切（従業員に対する指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合）	警告	20日車		
	②　大部分不適切（従業員に対する指導監督告示の実施状況が2分の1未満である場合）	20日車	60日車		
第11条	異常気象時等における措置違反	警告	20日車		
第12条	安全の確保のための服務規律違反				
	①　一部不適切	口頭注意	警告		
	②　大部分不適切	勧告	10日車		
	③　定めなし	警告	20日車		
第13条本文関係（道路運送車両法（以下「車両法」という。）第40～43条、第47条）	点検整備違反 整備不良車両等				累違反
	①　整備不良のもの（当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。）	10日×違反車両数	30日×違反車両数		60日×違反車両数
	②　不正改造のもの（速度抑制装置又は速度制限（NR）装置の機能不良を故意に放置したものを含める。）	20日×違反車両数	60日×違反車両数		120日×違反車両数
	③　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	20日×違反車両数	60日×違反車両数		120日×違反車両数
（車両法第47条の2）	日常点検の未実施（1台の車両の1月の未実施回数）				
	①　未実施回数6回未満	警告	5日×違反車両数		
	②　未実施回数6回以上15回未満	3日×違反車両数	9日×違反車両数		
	③　未実施回数15回以上	5日×違反車両数	15日×違反車両数		

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
（車両法第50条第1項）	整備管理者の選任違反 整備管理者選任なし	局長通達5(1)④及び6(1)④による		
（車両法第50条第2項）	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
（車両法第52条）	整備管理者の選任(変更)の未届出、虚偽届出			
	①　選任(変更)の未届出に係るもの	警告	10日車	
	②　虚偽の届出に係るもの	40日車	80日車	
（車両法第53条）	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車	
（車両法第58条第1項）	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数	
（車両法第66条第1項）	自動車検査証の備付け	警告	10日車	
第13条本文関係、第1号	定期点検整備等の未実施			
	1　定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数)			
（車両法第48条）	①　未実施1回	警告	5日車×違反車両数	
	②　未実施2回	5日車×違反車両数	10日車×違反車両数	
	③　未実施3回以上	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	2　12月点検整備の未実施(注2)(注3)	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	
	3　全ての車両について定期点検整備が全て未実施	局長通達5(1)③及び6(1)④による		
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。			
第13条本文関係、第2号 （車両法第49条）	点検整備記録簿等の記載違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に付き1枚の記録簿)			
	①　未記載3枚以下	警告	3日車×違反車両数	
	②　未記載4枚	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数	
	2　記載不適切	警告	10日車	
	3　記録の改ざん・不実記載	30日車	60日車	
	4　記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿)			
	①　保存なし3枚以下	警告	3日車×違反車両数	
	②　保存なし4枚	3日車×違反車両数	6日車×違反車両数	
第14条	点検等のための施設の不備	警告	10日車	
第15条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車	
第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反			
	①　不適切	警告	10日車	
	②　未制定	20日車	40日車	
第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反(指導監督不適切)	10日車	20日車	
第23条第1項	1　死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車	
	2　運行管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車	

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考
（車両法第50条第1項）	整備管理者の選任違反			
	①　無資格選任	40日車	120日車	
	②　選任なし	40日車	120日車	
（車両法第50条第2項）	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	30日車	
（車両法第52条）	整備管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出			
	①　選任(解任)の未届出に係るもの	10日車	30日車	
	②　虚偽の届出に係るもの	40日車	120日車	
（車両法第53条）	整備管理者の解任命令違反	40日車	120日車	
（車両法第58条第1項）	無車検運行	60日×違反車両数	180日×違反車両数	
第13条本文関係、第1号	定期点検整備等の未実施			
	1　定期点検整備等(注1)の未実施(1台の車両の1年間の未実施回数)			
（車両法第48条）	①　未実施1回	警告	5日×違反車両数	
	②　未実施2回	5日×違反車両数	15日×違反車両数	
	③　未実施3回以上	10日×違反車両数	30日×違反車両数	
	2　12月点検整備の未実施(注2)	10日×違反車両数	30日×違反車両数	
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。			
第13条本文関係、第2号 （車両法第49条）	点検整備記録簿等の記載違反等 1　記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に付き1枚の記録簿)			
	①　未記載・記載不適切3枚以下	警告	5日×違反車両数	
	②　未記載・記載不適切4枚	3日×違反車両数	9日×違反車両数	
	2　記録の改ざん・不実記載			
	①　改ざん・不実記載2枚以下	5日×違反車両数	15日×違反車両数	
	②　改ざん・不実記載3枚以上	10日×違反車両数	30日×違反車両数	
	3　記録の保存			
	①　保存なし3枚以下	警告	5日×違反車両数	
	②　保存なし4枚	3日×違反車両数	9日×違反車両数	
第14条	点検等のための施設の不備	警告	20日車	
第15条	整備管理者の研修受講義務違反			
	①　1回未受講	10日車	30日車	
	②　2回以上未受講	20日車	60日車	
第21条第1項、第2項	運行管理規程の制定違反			
	①　不適切項目数5件以下	警告	20日車	
	②　不適切項目数6件以上15件以下	10日車	30日車	
	③　不適切項目数16件以上	20日車	60日車	
	④　未制定	30日車	90日車	
第22条	運行管理者に対する指導及び監督違反			
	①　一部不適切	10日車	30日車	
	②　大部分不適切	20日車	60日車	
第23条第1項	1　死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習受講義務違反			
	①　1回未受講	20日車	60日車	
	②　2回以上未受講	30日車	90日車	
	2　運行管理者の講習受講義務違反			
	①　1回未受講	10日車	30日車	
	②　2回以上未受講	20日車	60日車	

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反			
	1　管理者数の不足	20日車	40日車	
	2　運行管理者選任なし	局長通達5(1)⑤及び6(1)④による		
第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	40日車	
第3項	補助者の要件違反	警告	10日車	
法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出			
	1　選任(解任)の未届出に係るもの	警告	10日車	
	2　虚偽の届出に係るもの	40日車	80日車	
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車	
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	10日車	
法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業者に適用される基準日車等		
法第23条	輸送の安全確保の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤エによる	
法第24条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反			
	1　未届出	10日車	20日車	
	2　虚偽届出	40日車	80日車	
法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反	警告	10日車	
法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争			
	1　営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
	2　健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)			
	①　一部未加入のもの	10日車	20日車	
	②　全て未加入のもの	20日車	40日車	
	3　最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2)			
	①　一部の運転者への支払い	10日車	20日車	
	②　全ての運転者への支払い	20日車	40日車	
	4　その他(別に定められるものを除く。)	警告	10日車	

(注1)
①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。
②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。

(注2)
「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考
法第18条第1項 安全規則第18条第1項	運行管理者の選任違反(注)			
	①　管理者数の不足	20日車	60日車	
	②　選任なし	40日車	120日車	
	(注) 選任している運行管理者が、1月の間、不在となっている場合を含む。			
第2項	統括運行管理者の選任違反	20日車	60日車	
第3項	補助者の要件違反	警告	20日車	
法第18条第3項 安全規則第19条	運行管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出			
	①　選任(解任)の未届出に係るもの	10日車	30日車	
	②　虚偽の届出に係るもの	40日車	120日車	
法第22条第2項	運行管理者に対する権限付与義務違反	10日車	30日車	
第3項	運行管理者の助言に対する尊重義務違反	警告	20日車	
法第22条の2	輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止違反	実運送を行った事業者に適用される基準日車等		
法第23条	輸送の安全確保の命令違反			
	①　改善報告の未提出	60日車	許可の取消し	
	②　虚偽の報告又は改善報告遵守違反	60日車	180日車	
法第24条	事故の未報告、虚偽報告			
	1　報告規則第2条第3号に規定する事故を引き起こしたもの			
	①　1件	20日車	60日車	
	②　2件以上	40日車	120日車	
	2　報告規則第2条第1号、第2号又は第4号から第15号までの事故を引き起こしたもの			
	①　1件	10日車	30日車	
	②　2件以上	20日車	60日車	
法第24条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表違反			
	①　一部不適切(公表の実施状況が2分の1以上である場合)	警告	20日車	
	②　大部分不適切(公表の実施状況が2分の1未満である場合)	10日車	30日車	
	③　未公表	20日車	60日車	
法第25条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	30日車	
第2項	事業の健全な発達を阻害する競争			
	1　営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用			
	①　臨時、偶発的なものと認められるもの	20日×違反車両数	60日×違反車両数	
	②　反復、計画的なものと認められるもの	40日×違反車両数	120日×違反車両数	
	2　健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1)			
	①　一部未加入のもの	10日車	30日車	
	②　全て未加入のもの	30日車	90日車	
	3　最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2)			
	①　一部の運転者への支払い	10日車	30日車	
	②　全ての運転者への支払い	30日車	90日車	
	4　その他(別に定められるものを除く。)	警告	20日車	

(注1)
①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。
②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。

(注2)
「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤オによる	
法第26条	事業改善の命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤カによる	
法第27条第1項	名義貸し	局長通達5(1)⑥及び6(1)④による		
法第27条第2項	事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦及び6(1)④による		
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	120日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止			
	① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの	局長通達6(1)⑧による		
	② その他	10日車	20日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③による		
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日車	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	
法第59条第1項	許可条件違反			
	1 運輸開始期限違反	警告	局長通達6(1)⑦による	
	2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注)			
	① 一部未加入のもの	10日車	20日車	
	② 全て未加入のもの	20日車	40日車	
	3 その他の条件違反	20日車	40日車	
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
法第60条第1項	報告義務違反			
	① 未報告	警告	10日車	
	② 虚偽の報告	40日車	80日車	
法第60条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	局長通達5(1)⑧及び6(1)④による		
施行規則第44条第1項第1号	運輸開始の未届出	勧告	警告	
第2号	事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出	勧告	警告	
第3号	休止事業の再開未届出	勧告	警告	
第4号	法第8条第2項、第23条、第25条第4項、第26条の各命令を実施した旨の未届出	勧告	警告	
第5号	事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出	勧告	警告	
第6号	事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	勧告	警告	
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止			
	① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの)	60日車×違反車両数	局長通達6(1)⑥による	
	② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	20日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	許可の取消し	
法第26条	事業改善の命令違反			
	① 改善報告の未提出	60日車	許可の取消し	
	② 虚偽の報告又は改善報告遵守違反	60日車	180日車	
法第27条第1項、第2項	名義貸し、事業の貸渡し等			
	① 臨時、偶発的なものと認められるもの	30日×違反車両数	90日×違反車両数	
	② 反復、計画的なものと認められるもの	60日×違反車両数	許可の取消し	
法第29条第1項	無許可の業務の管理の受委託	60日車	180日車	
法第30条第1項、第2項	事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	60日車	
法第32条	事業の無届出休止・廃止			
	① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていないと認められるもの	許可の取消し		
	② その他	10日車	30日車	
法第33条第1項第1号	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	許可の取消し	―	
法第34条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	許可の取消し	―	
法第34条第3項	返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	30日車	
法第39条の2第3項	地方実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	20日車	
法第39条の3第2項	地方実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	20日車	
法第59条第1項	許可条件違反			
	1 運輸開始期限違反	警告	許可の取消し	
	2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注)			
	① 一部未加入のもの	10日車	30日車	
	② 全て未加入のもの	30日車	90日車	
	3 その他の条件違反	30日車	90日車	
	(注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。			
法第60条第1項	報告義務違反	10日車	30日車	
法第60条第4項	検査拒否、虚偽の陳述	60日車	許可の取消し	
施行規則第44条第1項第1号	運輸開始の未届出	勧告	10日車	
第2号	事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出	勧告	10日車	
第3号	休止事業の再開未届出	勧告	10日車	
第4号	法第8条第2項、第23条、第25条、第26条の各命令を実施した旨の未届出	警告	20日車	
第5号	事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出	勧告	10日車	
第6号	事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	勧告	10日車	
道路運送法第83条	有償旅客運送の禁止			
	① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められるもの)	60日×違反車両数	許可の取消し	
	② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	40日×違反車両数	120日×違反車両数	

新

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初違反	基準日車等 再違反	備考
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6(1)⑤キによる	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車	

旧

別表

違反行為 適用条項	違反行為 事項	基準日車等 初回違反	基準日車等 再違反	備考
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	許可の取消し	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反 ① 表示なし20%未満 ② 表示なし20%以上50%未満 ③ 表示なし50%以上	 勧告 警告 10日車	 警告 20日車 30日車	